

第31回 農業委員会総会議事録

平成29年1月24日開会

中標津町農業委員会

平成29年1月24日、第31回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 14番 本 田 芳 明
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 15番 纒 坂 尚 久

附議した案件

- イ) 議案第153号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第154号 現況証明願いについて
- ハ) 議案第155号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ニ) 議案第156号 農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について
- ホ) 議案第157号 町長の権限に属する事務の一部の事務委任について
- ヘ) 報告 第87号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- ト) 報告 第88号 中標津町農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	佐久間 照雄
係	本田 文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第31回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、今年初めての総会になりますので、私の方から一言挨拶をいたしたいと存じます。

会長 平成29年、新しい年を迎えて、穏やかな日々が続いております。
昨日、一昨日は大荒れとなりましたが、平穏な年を迎えております。
昨年は春先から低温、日照不足、大雨、8月には台風が3度も4度も襲来するなど、農業者にとっては大変な気象条件の中での一年でございました。
今年はこのまま天候に恵まれて、豊穡の秋を迎えられればと思っているところでございます。
昨年の4月1日に農業委員会法が改正されました。
農業委員の業務の重点は農地利用最適化の推進ということで、今まで私たち農業委員がやってきた活動と、なんら変わることはありませんが、農業委員会法に明記されたということで、その活動を確実なものにしていくということになります。
また、今までは公職選挙法で選ばれていた農業委員が、これからは任命制ということで、選任の方法も変わります。
今まで我々が行ってきた農用地の担い手への集積、担い手の確保、優良農地の確保、遊休農地を作らない、新規就農者の受け入れなど、やらなければならないことは同

じですので、これからも残りの期間、皆さんと共に今までと変わらぬ委員会活動を行っていきたいと考えています。また、委員の皆さん、職員の皆さん、ご協力をいただき、一生懸命やっていきたくと考えておりますので、これからもよろしくお願ひします。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただきしておりますので、町長よりあいさつを頂きたいと存じます。

町 長 平成29年、最初の農業委員会総会の開催にあたり、町を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。

新年に入り、すでに1ヶ月が過ぎようとしておりますが、本日はじめてお会いする方もおいでのことと思ひますのであらためまして、新年明けましておめでとうございます。一昨日は少し荒れましたが、年末・年始は、天候には恵まれ穏やかな日が続き、委員の皆様におかれましては、ご家族ともども平穏な中、新年を迎えられたことと存じます。

農業委員の皆様には、日頃より農地の集積を始め、優良農地の保全、新たな担い手の確保など農地行政の適正な執行と併せて、農業者の地位向上のため、ご尽力をいただきしておりますことに、心からお礼を申し上げる次第であります。

昨年を振り返ってみますと、通期では概ね平均並みの気温で推移したようですが、8月には4つの台風が上陸し、本町につきましても、畑が長期間冠水し、馬鈴薯など主要作物が大幅な減収となり、酪農については、牧草の栄養低下などによる生乳生産に与える影響について心配されるところであります。

農業を巡る状況につきましては、昨年12月TPP承認案と関連法案が衆参本会議で可決されたところではありますが、アメリカの新大統領就任後、TPPの離脱表明など、今後の情勢や周辺各国の動向にも注目していく必要があります。

私といたしましても皆様と共に、この地域が永続的な営農に取り組めるよう活動してまいり所存でございます。

昨年4月に改正農業委員会法が施行され、市町村農業委員会においては、農業委員の選任方法が公選制から市町村長による任命制に改められました。

今後も、農業の現場における課題解決に向け、農地制度的確な運用、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進など、農業委員の皆様には、中標津町農業の発展のため、今後ともご尽力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

さて、町では基幹産業である酪農を応援する目的で、牛乳の消費拡大応援条例、牛乳で乾杯条例を制定しましたが、マスコミなどの反響もあり乾杯の輪は更に広がりと感じています。また、地元で生産された新鮮で安心・安全な農畜産物を使った「中標津丸ごと給食」を町内全小中学校で実施し大変好評をいただきました。

本年になり、中標津農業高校が地域の子供たちに食育や農業の大切さを伝える「計根別食育学校」が「ふるさと作り大賞」の総務大臣賞に選ばれました。また、今年の出願率もお陰をもちまして、倍増に近いと聞いております。

今後も引き続き牛乳、乳製品など農畜産物のPR・消費拡大に向け努めていきたくと考えております。

最後になりますが、中標津町農業委員会の今後益々のご発展と、ご出席の委員皆様のご活躍と、ご健勝を心からご祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

議長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。
……………（町長退席後）……………
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
18番、戸田重勝委員。
1番、和泉光広委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 12月22日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。
1月18日に役場301号会議室で中標津町都市計画審議会が開催され、中標津町景観計画に係る都市計画審議会への諮問について審議しております。委員として会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、報告第87号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
（挙手あり） 農地係長

農地係長 報告第87号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」（1）～（4）について、事務局よりご説明申し上げます。
議案の31ページをお開きください。
（1）1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積35,862㎡ほか31筆、合計畑683,810㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成26年12月1日から平成36年11月30日まで。5、合意解約成立の日、平成29年1月10日。
6、解約の理由、合意解約。
なお、（2）～（4）につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の33ページをお開きください。
（2）1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積36,465㎡ほか4筆、合計畑98,092㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年12月1日から平成29年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成29年1月10日。6、解約の理由、合意解約。議案の34ページをお開きください。

(3) 1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 23,935 m²ほか3筆、合計畑 128,700 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 8 月 24 日から平成 31 年 8 月 23 日まで。5、合意解約成立の日、平成 29 年 1 月 10 日。6、解約の理由、合意解約。議案の 35 ページをお開きください。

(4) 1、貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 57,238 m²ほか5筆、合計畑 178,450 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 2 月 26 日から平成 32 年 12 月 23 日まで。5、合意解約成立の日、平成 29 年 1 月 16 日。6、解約の理由、合意解約。

この4件については議案第 153 号(1)及び議案第 155 号(1)～(3)に関連するもので、法人化に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、法人と賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程 4、議案第 153 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)～(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 153 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1)から(3)について説明致します。3 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、合同会社〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 35,862 m²ほか31筆、利用目的、牧草畑。合計畑 683,810 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 29 年 1 月 24 日から平成 39 年 1 月 23 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

なお、(2)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。6 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 17,596 m²ほか7筆、利用目的、牧草畑。合計畑 125,934 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 29 年 1 月 24 日から平成 39 年 1

月 23 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この 2 件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

8 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 17,709 m²の内 12,500 m²ほか 1 筆、利用目的、牧草畑。合計畑 30,320 m²。3、許可を受けようとする事由。

貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 29 年 1 月 24 日から平成 34 年 12 月 31 日。6、価格。年 181,920 円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。作付作物、〇〇〇〇。

9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地を近隣農家へ相対で賃貸借の設定するものであります。本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この賃貸借は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)～(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第 153 号(4)について説明致します。10 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積 49,076 m²ほか 9 筆、利用目的、牧草畑。合計畑 569,150 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 29 年 1 月 24 日から平成 39 年 1 月 23 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第153号「農地法第3条の規定による許可申請について」
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第154号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第154号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。13ページをお開きください。

1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、面積48,746㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、公簿が原野であり、現況も原野化している状況のため、現況非農地の証明が必要なものであります。積雪のため現地調査をしておりませんが、昨年からの継続地のため、提出資料の確認により農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第 154 号（2）について説明いたします。
15 ページをお開きください。
（2）1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、面積 76,799 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域外となっており、農地として利用されたことはなく、公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。積雪のため現地調査をしておりませんが、昨年からの継続地のため、提出資料の確認により農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 6、議案第 155 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
（1）～（3）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり） 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 155 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」（1）から（3）について説明いたします。
なお、借主が同一なことから一括して説明いたします。
18 ページをお開きください。
（1）1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、合同会社〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 36,465 m²ほか 4 筆。合計畑 98,092 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用

権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月25日から平成29年12月31日まで。6、価格、年378,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。21ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積23,935㎡ほか3筆。合計畑128,700㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月25日から平成31年8月23日まで。6、価格、年385,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。23ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積57,238㎡ほか5筆。合計畑178,450㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月25日から平成32年12月23日まで。6、価格、年234,940円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この3件につきましては、農地所有適格法人の設立に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、法人名で賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第156号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第156号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。27ページをお開きください。
平成27年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇、以上1件の提出がありました。
平成28年11月14日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は原案のとおり、承認されました。
日程8、議案第157号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」を上程致します。提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第157号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」提案理由のご説明を申しあげます。29ページをお開きください。
地方自治法第180条の2の規定に基づく町長からの事務委任に対する同意について承認を求めるものでございます。
農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制が廃止され、町長が議会の同意を得て農業委員を選任することとなったため、事務の一部について農業委員会が事務委任を受けるものでございます。委任される事務は農業委員会委員の選任に関する事務でございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認されました。

日程 9、報告第 88 号「中標津町農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 報告第 88 号「中標津町農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について」事務局よりご説明申しあげます。議案の 37 ページをお開きください。平成 28 年 11 月 28 日、第 29 回総会で報告いたしました条例改正につきましては、中標津町議会 12 月定例会にて可決されました。

なお、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第 31 回総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

(閉会 14 時 3 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年1月24日

会 長 安 田 稔

18番 戸 田 重 勝

1番 和 泉 光 広